

動物実験・焼却炉 Q & A 特集

(発行): 武田問題対策連絡会 <http://www.shounan.biz/>



参考 左は捨てられ処分される犬 右は薬物を皮膚に塗られたウサギ(いずれもイメージ)

武田薬品は、鎌倉市と藤沢市にまたがる住宅密集地の目と鼻の先に
巨大な動物実験場と動物火葬場を建設しようとしています
当対策連絡会は、動物実験に関し公衆衛生上の問題を重視し
武田薬品がこれまでのように企業秘密とするのではなく、
住民に与える精神的な影響や保険衛生上の影響を明らかにするよう
自治体である市議会や市長への請願、要望を通して要求しています
武田薬品の新研究所で何が行われるのか？ 安全って本当なのか？

動物実験・焼却炉の「公衆衛生問題」を問う

Q1 動物実験をしないと新しい薬の開発はできないのでしょうか？ 武田薬品はどのように説明していますか？

A1 武田薬品は、薬の有効性を確かめるために動物実験が不可欠であると説明しています。しかし欧米では動物愛護の精神を徹底させる観点から代替法(培養細胞や蛋白質・DNA 物質等活用)への移行を促進し、動物実験を行わずに有効性を確認する方向にあり、しかも代替法の精度が高いとも言われています。武田薬品はそのような諸外国の動向について全く説明をしません。また武田薬品自身も当然研究所で代替法を取り入れると思われるが、代替法取り入れの意義など説明しようとしていません。研究所の床全体のほぼ半分に近い10ヘクタールもの床を動物実験室に充てるのは、動物実験偏重と言わねばなりません。これまでよりも動物実験の数を増やし、焼却量も増やす疑いさえあります。市民の公衆衛生上の心配を省みず実験動物の過度の集中を意図しており、世界の流れに背く計画です。武田薬品に対し動物実験の規模を最小限とする様、焼却施設は住宅近隣に設置しない様、要求しましょう。

Q2 動物の火葬場設置による公衆衛生上の問題とは、具体的にどういうことですか？

A2 私たちは、精神的にも身体的にも良好で健康な状態が地域的に保たれることを願っています。研究所が実験動物を飼育しつつ薬物を試し、用が済めば処分するという実験が巨大な建物の中で大規模に行われることを精神的に受け入れがたく、心のストレスを受け苦しむということが先ず問題です。次に、火葬場で燃やされ臭気を伴う煙が周辺の住宅の広い範囲に流出、風向きによっては空気に混ざった煙をくり返し吸わされることで健康上の支障がでるであろう保険衛生上の問題があります。事業者にも自治体にも地域の良好な公衆衛生状態を保つ義務があります。武田薬品が行う焼却炉設置の説明会に出席し、市民の環境保全要求を事業者に加え、併せて市長にも市民の要求を伝えましょう。

Q3 動物の死骸を燃やす焼却炉を、勝手に住宅地の近くに設置しても良いのですか？

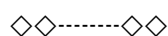
A3 武田薬品は、動物の焼却炉の設置場所について「立地を規制する法令は無い」と言い通してきました。しかし「法令は無い」と言う武田薬品主張は一方的であり、間違いです。どのようなゴミを焼却する炉であっても「周辺の生活環境に」「好ましくない影響があると判断される場合」に焼却炉設置が不許可になるのは当然のことです。このことを次の条例では、立地できる範囲でより明確に示しています。鎌倉市のまちづくり条例が定める動物霊園についての指導要綱では、ペット火葬場を計画する敷地の境界から110m以内の住民が「設置してよい」という理解を示さなければ×。また藤沢市の化製場(家畜処理場)条例では、焼却炉の設置場所から300m以内に住宅があれば×・・というのがその規定です。武田薬品は「立地を規制する法令は無い」と言う前に、これら条例の適用をまじめに検討すべきです。

Q4 動物実験及び動物死骸焼却の安全性は、武田薬品が繰り返し言う「法令順守」で保たれるのでしょうか？

A4 武田薬品はいまだに(3月5日現在)焼却炉の構造や運転条件を市民に明らかにしていません。現在わかっている焼却炉は悪臭も出るシダイオキシシンも出ます。また、わかっている炉はWHOの基準通り運転できる炉ではないので、動物に接種した病原体や薬の原料などが燃えた動物の煤や煙と一緒に煙突から外に漏れる心配があります。実験動物の火葬場は簡単に「法律に違反しない」というだけでは済まない問題であり情報をくまなく公開し、安全についての市民の疑問に答えるべきです。また、病原体を接種されたり放射性物質を組み入れた薬を投与されたりした実験動物が研究所建物の中で飼育され、それらの動物は呼吸をしたりクシャミをしたり糞尿を排泄したりします。動物実験室の空気は、研究所員に、動物に接種した病気がうつらないよう、動物の飼育カゴの空気は全部吸い出され、研究所の屋上から外に排出されます。糞尿を殺菌せずに公共下水道に流すことも大問題です。新研究所は、目に見えない病原体や薬の元の有害物質、放射性物質などを実験材料にするので、それらの研究材料が動物実験室の排気や排水を通じて外部に漏れてもすぐには気付かれない性質があります。その為、排気・排水には二重三重の検査で異常を検出する仕組みが必要です。また、仕組み通り検査を実施させる為には、地域住民を代表する組織をつくり研究所の立ち入り検査ができる協定を武田と結ぶことが必要です。

Q5 神奈川県環境アセス条例に基づき、平成20年7月に公聴会が開催されて1年半以上が経ちます。どうして今、動物実験や動物死骸の火葬場が問題になるのですか？

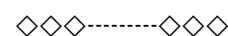
A5 1年8ヵ月前の公聴会で多くの市民が動物実験に伴う問題点を警告しました。当会もチラシやパネルにして訴えてきました。しかし実験動物の種類、その頭数、実験内容、実験室の広さなどについて、今でも武田薬品は秘密主義をとり、何回聞いても明らかにしません。また、武田薬品は、実験動物の死骸を「一般ゴミ」として扱い、焼却炉の設置届けさえすればどこにでも設置できる、と主張しています。一方では秘密主義、他方では規制する法令は何も無い、こんな武田薬品側の宣伝のため市民がなかなか心配事を主張できず、反対の声は押さえられていました。武田問題対策連絡会は動物実験も焼却炉も余りにも大規模であるとして武田薬品を追求しつつ問題点を訴えてきました。東京都の板橋でペットの火葬場が裁判の結果、操業が停止になったり、埼玉県さいたま市で住民と町内会の反対でペットの火葬場計画が反対運動によって取り止めになった情報も、動物焼却炉問題にとりくむ支えとなりました。藤沢市と鎌倉市の条例を武田薬品の動物焼却炉に適用し、焼却炉を不許可にするよう要求しましょう。



何でも相談を受付けています

よろずご相談を 右の窓口へどうぞ

連絡会では、2009年の秋より新研究所の工事に伴い周辺の方々が受ける騒音や振動による苦痛や、不安などの苦情、バイオ研究への疑問など武田問題何でも相談をお受けしています。



武田問題何でも相談 連絡先

携帯 090-6317-5547 (小林、藤沢在住)
aoyagipc@jcom.home.ne.jp (青柳、藤沢在住)
携帯 090-4602-1190 (平倉、鎌倉在住)
mark.f@zpost.plala.or.jp (福岡、鎌倉在住)